

憲法改悪と安倍「教育再生」にどう立ち向かうか

名古屋大学大学院教授 中嶋 哲彦さん

大切な豊かな若者時代を保障する営み

こんばんは。

姉崎先生の紹介を聞いているうちに少し昔のことを思い出しました。僕は小・中・高・大と全部公立の学校だったのですが、中学校3年生の受験の年に、どういう高校に行ったらいいんだろうと考えていました。中3の10月のはじめに定期試験(中間)がありましたが、その試験を受けなかったんですよ。受けなかったのはボーイスカウトをしていて、自分でお金を出すんですけども、全国から30人ぐらい台湾でのキャンプ大会に派遣するということがありました。台湾のボーイスカウトをやっている少年と友だちになっていたので「こないかい」「行く」というノリで返事をしてしまいました。ボーイスカウトでは嘘を言うてはいけないということで「参加させてほしい」と親に頼んで、当時(1970年)15万円ぐらいかかりました。結構な金額で父親は公務員共済からお金を借りたと言っていました。

学校に話したところ、「定期試験を受けないと君が希望している高校には入れません」「内申点が足りなくなりますよ」と言われ、余計腹が立ってきて「結構です」と言っちゃいました。先生は「各教科の平均点の60%になりますよ」との事でした。そんなことで志望校に行けないという話なわけで、何か馬鹿馬鹿しくなってしまう「そうか、高校入試ってこんなことだったのか。定期試験を受けるか受けないかということだったんだ。自分の実力を見られているわけではないんだ」と気づいてしまったんですね。それで私は高校受験勉強を止め、自分の好きな勉強すると決めたのです。NHKの中国語講座のテキストを買ってきて勉強を始めるなどしました。

その結果、家から1番近い普通科の公立高校である隣町の高校に行きました。その学校は受験実績が滅茶苦茶ない、県立か国立の大学に1人入れれば万々歳という高校でした。この高校に行くのだいたい中学校の時の成績より下りますと言われました。高校に入ると周りのみんなは“劣等感だらけだ”と言うのです。いやいや、この高校でやれるだけやって楽しむだけ楽しんで、それで生きて行けたらいいんじゃないかなどと友だちに言っていました。

遊び半分の理系志望だったのです。僕は生物が好きだったので、近くの川の土手でヘビをとってきて飼ったり、肉屋さんへ行って生きた鶏を2羽買って、解剖し、みんなに見せてやったりしました。もう1羽はかわいそうになり飼うことにしました。それから、人の血の中にある赤血球の数を数えようと、友だちの耳をちょっと切って血をもらい顕微鏡で覗いて数えるなど、趣味みたいなことをやっていました。生徒会もやっていたので、生徒会活動と趣味のような生物の勉強を両立させる高校生活を満喫していました。

そうしたら1973年9月11日、チリでクーデターがありました。社会主義の政党に支持されたアジェンデ大統領を倒すためのクーデターが起きました。その年の文化祭では憲法九条をテーマにやろうということにしていました。友だちに声をかけ、NHKなどマスコミや政党に資料送ってくれるように要請しました。共産党からは返事が来て資料を送ってくれました。社会党からは「社会新報を読め」と案内が来ました。NHKからは、アンケート調査の結果の資料が来ました。そういうものに基づいて憲法九条についてのシンポジウムをやろうとしていた矢先にチリでクーデターが起きたのです。自衛隊というのは海外に出て戦争やる組織だと考えていたのですが、軍隊が自分たちの政権を倒すために動いたというのです。しかもCIAが関わっていたということがわかってくると、「こんなことが起きちゃうんだ」と思うわけです。当時は、生物学を勉強して、高校の理科の先生になり平和運動もやるんだというようなことを考えていたのですが、「これはちょっと違うぞ」と思いました。趣味の延長上で自分の進路を考えていたということに気づきました。そこで進路希望を変えました。当然名古屋大学の法学部には、私の通っている高校からは入れません。1年浪人して入りました。その高校から名古屋大学に入るのは、10年前に1人だけでした。チリのクーデターに触発されて自分の進路希望を変えたのです。こういうことを考えながら生きていかねばと考えたのです。中学の時に高校受験を放棄したようなことをしてはいけないのだと思いました。受験勉強というのは人を蹴落としたりする様なものでとても嫌だったのですが、この1年間だけは目をつぶって、「日本で9・11を起こさせない」ために大学に入ろうと勉強しました。

中学校・高校時代は、自分が迷いながら寄り道をしながら過ごしていたなと思います。自分探しをしていて大学に入るのに余分な1年間を過ごしたわけです。ゆったり時間があり、教師もそれを支えてくれ友人もたくさん励ましてくれました。法学部に行くという話をしたところ、先輩の1人が(当時はまだコピーなどまともになかった時代ですが)名古屋大学の憲法学の先生の講義内容をコピーしたのを持ってきて「これを読もう」と言われ、二人の先輩が色々解説をしながら読み取りました。そして、「よし、この大学に行く」と決断しました。他の大学ではダメだったので

す。そして受験をしました。そういう気持ちになったことかとても幸せだと思います。あっちへ行ったりこっちへ行ったりしながら大学に入るようになったことが幸せだったと思うし、それを先生とか親とか友人が支えてくれたということにとっても感謝しています。

僕が行った高校は、名古屋の人に言っても名前も知らないような高校ですが、その高校での生徒会活動や部活動などを通しての時間は、自分にとっての宝です。今でも高校には感謝しています。とても豊かな若者時代を過ごすことができたのです。それは自分にとって誇りでもあります。これからの若者たちにそういう時間を保証してあげたいと思うわけです。

法学・政治学をやったものが教育学に移ってきたというのは、自分の若者時代の経験や法律学・政治学を学んだことを教育に生かしたいという思いからです。安倍さんはそれを壊しています。安倍教育改革というのは戦後の日本の民主主義的なさまざまな取り組みや教育の世界で気づいてきた様々な価値を次々と壊してきていると思います。許しがたいことです。自分自身が過ごしてきた若者時代を若者たちに保証したいと思いますし、その取り組みをこれまで以上に強めなくてはいけないと考えています。そういう若者時代を過ごした若者たちでなければ将来を豊かに築いたり語ったり夢見たりすることが難しいのではないかと思います。

海外派兵をめざす安倍自民党政権

「憲法『改正』との一体性：自民党憲法改正案に見る『戦争する国』の教育」から見ていきましょう。安倍教育再生というのが、憲法改正問題と一体のものであるからです。法律系の方は、法律などが改定されると改正という言葉を使います。習慣ですから改正と言う言葉を使いますが、僕の中では改悪だと思っているということです。

安倍さんによる憲法改正について見ていきたいと思います。日本国憲法と自民党憲法改正案を抜粋したものが載せてあります。現在の日本国憲法と一昨年自由民主党が発表した日本国憲法改正草案を対比させてみていきます。自民党は、これでもって憲法改正を進めていくんだと言ってたんですね。ただこれについては、これを直接国会に出すという動きは今のところ止まっています。むしろ解釈改憲を進めていくということで閣議決定をしたというようになっています。しかし自民党の憲法改正の考え方というのはここに現れていると考えるべきです。憲法学を専門にしている方々に言わせれば、改正草案がそのまま出てくる事はないであろうとおっしゃっています。私もそう思います。あまりにも明け透けすぎますから。しかしこれが本音です。自民党改憲勢力が考えている憲法改正の基本的考え方というのがここに表れているのです。もしも場合によって、憲法改正が国会に出される場合があるかもしれませんが、その時にはいろいろ直接攻撃されないように化粧を施し出してくるかもしれません。本質はこれなのだということを押さえなければなりません。本音はここにあるのです。

改正草案では、国旗・国歌を憲法に直接書き込もうとしています。「日本国民は国旗及び国歌を尊重しなければならない」。これは義務づけ規定です。卒業式とか入学式の時、歌ったり敬礼したりということになっていきます。これにとっても固執しているということが分かります。

憲法第九条ですが、1項はあまり変わりません。2項をみてください。「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と、自衛権を発動して武力行使はできるようにしておこうというものです。「九条の二」では国防軍の規定を置き、「九条の三」には、領土等の保全が入っています。

学生の中に、「国民を守らなければいけないから国防軍は大事です」という人がいましたので、「九条の二から三をよくみてください」と話します。ここには国民を守るという事は出てきません。九条の三を見てください。「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」とあり、国民を守るとは書いていません。

国民は国と協力してこの国の主権と独立を守る、そして領土・領海・領空・資源を保全したり確保したりするという文脈で「国民」が出てきます。つまり国民は戦争協力義務、国防協力義務が求められているのであって、国民を守る規定が入っていない。「領土、領海及び領空を保全し」さらに「資源を確保」とありますが、日本は資源がないということになっていませんか。資源がないと言っておきながら「資源を確保」という事は、領土・領海・領空以外のところに資源があって、それを確保しておかなければならないということなのですね。例えば、ペルシャ湾に石油があるとか、中国にレアメタルがあるとか、それを日本の領土・領海・領空のほうに持ってこれるようにならなければならないというわけです。領土等の保全というのは、「領土、領海及び領空」にとどまらず、世界どこまでも伸びるということなのですね。国防軍の活動範囲がどこまでも伸びていくことになるし、国民はそのためにどこまでも派遣されるということの意味しているのです。

ここには徴兵制の規定は直接入っていないのですけれども、「国民と協力して」ということから、場合によっては徴兵制の口実に使われちゃうかもしれません。あるいは、徴兵制ということになると、くじ引きなどしてだれでも当たった人がいくことになってしまい、政治家や経済界の有力者の子どもも当たってしまうといかなければならないので、徴兵制よりは志願制度にしておいた方が良いということなのかもしれません。そうすると経済的に困窮している

若者あるいは自分の定職を見つけられない若者たちが国防軍に志願するという気持ちにさせられていくということになるのかもしれませんが。国民は自分を守ってもらうのではなく、国と協力して国防に当たられるということです。国民を守るということは、九条の二の第3項に「国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うことができる」と一応はあります。

二十五条の三では、「在外国民の保護」が記されています。日本の領土の外にいる国民を、緊急事態が生じたときは国が保護をするのだとなっています。どういうことかといいますと、日本の国外にいる国民が戦争に巻きこまれた時は、国防軍を派遣して救出するということを言っているのです。集団的自衛権の時も、アメリカと協力して国民を保護するのだとよく言っていましたけれども、これもその話です。国防軍の海外派兵の理由として「在外国民の保護」のため国防軍を動かしていくとして、なんとしても軍隊を外に出したいという思いが強くにじみ出ていると考えます。

二十五条の内容を、何故こんなところに入れたのでしょうか。憲法二十五条というのは生存権です。生存権の規定の後にこれを持ってくるというのはなんといやらしいことでしょうか。今の二十五条の生存権というのは、健康で文化的な最低限の生活を行う権利を保障するというもので、社会権として経済的に困窮しても政府の努力によって国民が健康で文化的な生活を営めるように保障するというものです。この規定の後に「在外国民の保護」を書き込むというのは、憲法の体系が分かっていない人たちだとつくづく思いました。戦争をするという意欲満々の憲法改正なんだと思います。

権利としての教育を、国策推進のための義務に

教育を受ける権利、憲法二十六条を見てみましょう。現行の憲法は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」、第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれ無償とする」という規定です。教育を受ける事は国民にとって権利であると同時に義務教育について保護者は自分の子に教育を受けさせる義務があるのです。これは子どもの教育を受ける権利を全うさせるための規定です。

また「義務教育は、これ無償とする」では、無償の範囲をどうするかと言うのは論争になっているところで、今の政府は義務教育無償の範囲を狭くして、授業料だけを無償にしています。義務教育は教育にかかる費用全体を無償にすべきだという解釈は昔からあります。諸外国を見てもそのような国があるわけです。フィンランドに何回か行きましたが、その中ではノートがないと言うと先生が教卓の下からノートを出して、一応子どもがまともに使ったかどうかチェックをしつつノートをあげていました。必要な教材は無償で与えているのです。実は同じようなシーンをアメリカでも見ました。アメリカは義務教育無償ということで広くやっている訳ではないですが、事情によっては必要なものを渡すことをやっています。アメリカですらやっているのです。そういう意味では、現在の無償の範囲が狭すぎるといえます。

もうひとつ重要なことがあります。二十六条1項には「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書いています。「その能力に応じて」をどう読みとるか、とても重要なところです。先ほど話した僕の高校時代、同級生の友人たちがみんな劣等感を持っているんですね。他の進学校と比べて勉強ができないと思ってるわけです。社会科で憲法や教育基本法を読んだとき、「その能力に応じて、ひとしく」というところを見つけ、それをどう読んだらいいんだろうと考えました。真剣に悩みました。能力の高い人には高いなりに質の高い教育を、高くない人にはそれなりにしか教育の機会を与えなくていいんだと憲法に書いてあると考え、とても悩みました。僕の入った高校は、みんなが勉強をどんどんできるわけではないが、みんな分かるようになりたいと思っているわけです。そういう高校に行って、やっぱり「その能力に応じて」と書いてあったとしても“それなりに”と憲法が言っているとは思えなかったのです。

それは1971~2年の頃だったのですが、ちょうどその頃、日本の教育法学の世界でもその議論があったのです。この憲法が出来た当初の考え方では、優れた人には優れた教育、そうでない人にはそれなりにという解釈が元々の解釈だったのです。しかし、教育学、教育法学、教育実践に関わっている皆さん、とりわけ障害児教育に関わっている皆さんがそんな解釈はおかしいだろうと言っていたのです。その人の能力が現在あまり高くないとしても、切り捨てる理由にはならないということです。むしろ少しでも引き上げていくという考え方が国民の権利を保障する政府のつとめだという考え方を学問的・運動的に主張していた時期でした。そのことは大学に入ってから知ったわけです。私がそういうことで悩んでいた時に、世の中ではちょうどそういう動きがあったということです。現在では「その能力に応じて」という事は“能力の発達の必要に応じて”という理解になっています。人の能力を発達させるために必要な教育を保障するというのが政府の義務であり、国民にはそういう権利があるのだというふうに「その能力に応じて」という言葉を読み取っています。能力主義を容認するのではなく、否定して、どんな人も伸びるのだと考えることが教育が成り立つ前提です。今日ではそのことを憲法解釈にも生かしていくというのが主流になっています。

自民党の憲法改正草案では第3項をつけています。「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないもの

であることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」としています。

私の知り合いの研究者で私と同じくおっちょこちょいの人がいまして、「これはいい」と言うのです。「九条関係は問題があるけれども、二十六条は結構いいですね、中嶋さん」と言うのです。「何を言っているんだ」と思いました。この項は前の方をしっかり読まなければいけないのです。教育というものは国の未来を切り拓くうえで重要だと言っているのです。もっと明けて言う、国策的な教育、国策にあった教育をやっていくことが重要だから、教育に関する環境整備に努めなければならないというのです。子どもの未来ではないのです。国民一人ひとりの未来を切りひらくうえで教育が重要だから国がしっかり保障するための責務を果たせなければいけないと書いてあるのだったらOKです。しかし、国の未来を拓くということであれば、先ほどの九条で戦争をする国にしていく、そういう国の未来を切り拓くための教育を進めていかなければいけないという理屈なのです。

そうなるこの第二十六条の3項を新たに付け加えることによって、今の第二十六条の1項と2項の意味ががらっと変わってしまうのです。現在の言葉は残りますが、国の未来を拓くための教育をするということになり、それを受けると言うことが権利だということはおかしいでしょう。自分のための生きていくための教育が大事で、それを政府が保証するというのであれば良いのですが、国の未来を拓くための教育をするからそれを受けなさいというのであれば、義務ということになります。憲法改正の法案は出ていませんが、こういう施策は着々と行われています。

若者たちの現状を考えるとなく、国策推進の高校・大学教育へ

今年の3月の教育再生実行会議では、高大接続といって、高校を2つに分けようとしています。1つはエリート高校で、もう1つはノンエリート高校です。その上で、センター試験を変えます。エリート高校向けの試験とノンエリート高校向けの試験に分けるというのです。ノンエリート高校向けの試験は、高校でやったものの定着度を調べるもので、エリート高校向けの試験では、教科などはあまり関係なく与えられた課題をクリエイティブに考える、答えが決まっていなような問題を答えていくような力があるか見ていこうというものです。

そういうふうに試験が変わってくると、高校の授業内容が変わらざるを得ません。エリート向けとノンエリート向けで内容が変わってきます。同じ普通科でもエリート高校の普通科とノンエリート高校の普通科に分けられていきます。日本教育新聞の最新号のコラムに、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)SGH(スーパーグローバルハイスクール)などが構想されているのではないかを書かれていました。高校という1つの塊ではなくて、高校自体を分断していこうとしているし、大学も分けようとしているのです。大学らしい大学と職業訓練的の大学に分断していくのです。大学らしい大学というのはそんなにたくさんなくていいと言っています。高校を分けていくことと大学を分けていく事はつながっています。そういう教育制度に変えようとしています。早ければ今年度中あるいは来年度に出てくる可能性があります。現在の憲法第二十六条の下では許しがたいことですが、憲法草案第二十六条3項に書いてあることが、憲法は改正されていませんが、進められているのです。

そんなことになると何が始まるか、中学校以下の教育もそれに影響を受けてしまいます。つまり高校段階で、もう進学先の色分けがはっきりとついているということです。なんとか自分の行きたい大学に進むために、学校で学ぶ事は何とか詰め込みでも頑張っていかなければならないぞということになります。最初の方で、中学校の時に高校受験を放棄したと話しましたが、もうそんな放棄はできないのです。将来大学に行く気があるとしたら、行ける可能性のある高校に行くしかないということです。私が行っていた高校のようなところからは大学に入れません。迷いながら、遠回りしながら、出直したりしながら自分の人生を選んでいくはずなのに、それができなくなるのです。これは中学や高校時代の若者たちの人生というものを惨憺たるものにしてしまいます。人生に希望を持って生きていくということが難しくなっていくのです。

2007年にユニセフが公表したレポートがあります。先進諸国の若者たちの状況を調べてそれをまとめたものです。イノチェンコレポートといいます。その中で、高校生に聞く意識調査が行われています。その調査の中で、日本の高校生の際立った特徴を示したのがあります。「あなたが30歳になった時に、学校で学んだ専門的な知識を生かした職業についていると思いますか」という問いに対して、否定的な答えをしている日本の高校生(15歳)は50%を超えていました。半数を超える若者が、自分が学校で学んだ知識を生かした専門的な職業につけるとは思っていないのです。これは諸外国と比べ格段に高い割合なのです。アメリカなどは十数パーセントです。自己肯定感が非常に強いといえます。それに対して日本の若者は自己肯定感がえらく低い。

その若者たちがどういう若者かということ、PISAの学力調査に参加している若者たちです。それはどういうことかということ、日本ではPISAの学力調査で下がったと言われた頃ですが、国際機関は日本の子どもたちの学力は高いと評価しています。日本の政府はトップじゃないから低いと言っていますが、日本の子どもたちはトップグループにいるのだという評価をしているのです。その上で、トップグループにいるにもかかわらず、なぜか日本の子どもたちはこんなに自己肯定感が低いということに問題を指摘しているのです。そういうことを日本の政府は見えていないのです。点数をあげるという話ばかりをしています。子どもたちがそんなに自己肯定感が低いということについて見ていない

のです。

また、日本の子どもたちの30%は「I feel lonely」に○をつけています。他の国々を見てみると高いところまでいざい10%です。日本のためにだけ横に広いグラフになっています。そういう状況が見えてないのです。申し上げてきた高校の状況が進むと、中学の状況がもっとひどくなるのではないかと心配しています。そういった若者たちの現状を考えるとなく国策的な教育を進めやすい条件制度をつくっていかうというのが、安倍政権の進めようとしている教育政策です。

国家主義的・規範主義的国民統合をめざす安倍「教育再生」

安倍「教育再生」戦略について話します。これはまともに話すと時間がかかりますので、端的に話させていただきます。「公教育制度の国策遂行手段化」についてはこれまで話してきたことです。教育が国策遂行の手段になってしまうと、いちばん大事にしなければならないはずの子どもや若者の学びや育ちそれから人生の豊かさこういったものが奪われかねないとい事を今まで話してきました。

「国家主義的・規範主義的国民統合」については、まず「道德教育の教科化」です。規範主義的な道德教育を徹底して行おうとしています。規範主義的な道德というのは、“これが正しいことである”あるいは“国民はこのように生きるべきである”ということをあらかじめ決めて、それを教えこむということです。

私は道德教育全体を否定するつもりはありません。客観的な事実や合理的な根拠に基づいて得られたひとつの結論に基づいて自分の生きかたを選択していく、そこに一定の倫理観を伴っていること、これは人間の生き方にとって重要なことだと思っています。倫理とか道德とか価値観というものを否定するつもりはありません。ただそれを押し付けることが問題なのです。人間の行動というのは、だいたい、合理主義に基づいて自分の行動を選択していけば、道徳的行動をとることができるのではないかと私は考えています。

でも政府はそうのように思っていないのです。教えるもので、押さえつけていくものとしています。政府はそう考えてこれまでもやってきていますし、さらに強化し「教科化」しようとしています。

道徳を「教科」にするということは、教えるという行為だけではなくて評価するということが伴います。他の教科と同じように、評価をするということが入ってくるのです。学校の先生方はどういうことになってしまうのだろうかと思います。道徳で人を評価するなんていうことはありえないし、できない話なのに、「評価しろ」と要求されるのです。子どもも評価されるということになると、先生に自分の心の中の事を語れるのでしょうか。

私は多くの先生に自分の心の中の事を語りました。いろんなことを話し、アドバイスをいっぱい頂きました。中には卒業するまで喧嘩し続けた先生もいました。心の中を素直にぶつけていたのです。定期試験の時にテスト用紙の裏に、授業の感想や意見など、自分の思っていることをいっぱい書きました。それにいろいろなことを書いてくれる先生もいました。自分の心をぶつけて交流することがとても大事なことだと感じました。「道徳の教科化」というのは、そういうことができなくなっちゃうということです。そういう生徒と先生の関係がつかれなくなってしまうのではと思うのです。

しかも、「国家主義的歴史修正主義」を押し付けるということも起きています。この2つがセットにされて進められようとしているのです。

先ほど高大接続という話をしました。今、大学は一点刻みの入学試験制度です。それをABC段階に分けて、後は自分で評価するのだといっています。これが出てきて、人物評価といわれると、「何とそこまでやるのか、大学入試まで道德教育を持ち込むのか」という危機感を持ちます。大変なことになるのではっきりは言っていないですが、レポートをよくよく読んでいくと、そのように読めるのです。こういう事が進められれば戦前に戻ることになります。戦前の日本では修身が筆頭教科でした。それと同じように、道徳が筆頭教科になってしまいます。それを許してはいけません。

国家改造と公教育制度の破壊を進める安倍「教育再生」

1. 福祉国家的統治から、新自由主義的統治へ

次は、「国家改造と公教育制度の破壊」についてです。国家改造というのはいくつかの側面から見ていく必要があります。

1つは、「福祉国家的統治から新自由主義的統治へ」です。福祉国家的というのは、2000年頃までの日本の政治のあり方であり、国民統治のあり方です。国民の日常生活統治という面で見ると、一応カギ括弧付きですが、福祉国家的な要素があったといえます。例えば、それなりに高い累進課税制度の税制で、多くの所得を得た人からはより多く税を取って、それを社会全体に分配する。福祉や教育や医療に分配していくというのが一応はあったのです。中曽根首相時代は「高福祉高負担」ということがありました。“高い福祉を得るためには高い負担を”とあって、高い負担の方を力点はかかっていましたが、政府は前提として「高福祉」を唱えていたのです。それがどれだけ果たされていた

かは別としての話ですが、「国民に福祉は保障しますよ」と言っただけです。そのように、福祉を国民に提供しますよと欲していた社会ではあったのです。もちろん福祉だけでなく教育もそうでした。教育も国民の権利として、「平等に保障しますよ」と言う政府だったのです。

ところが2000年前後から様子が変わってきました。教育や医療や福祉については、必ずしも全ての国民に平等には保障しないというのです。競争の社会なのです。かつては福祉も提供するというで国民をまとめていたのです。それだけ餌もやっていたということです。福祉や教育や医療の面で餌も与えながら国民を治めていたのです。

2000年くらいからは、それを放棄して、新自由主義的に競争と格差を押しつけてきたのです。その“底辺の方に行きたくないのなら、政府の言う方になびきなさい”ということなのです。反抗してはいけないという方向で国民を統治しようとしています。今は、福祉・医療の切り捨てをどんどん平気でやっていますね。かつては、そんなことはできませんでした。80年代の半ばくらいまでは、そんな大胆なことはできませんでした。福祉・医療をどんどん切り捨てるようなことはできなかったのに、今はどんどん切り捨てて、「それが嫌なら、底辺層になってしまうよ」とちらつかせ、脅して国民を支配する形に変わってきています。これを強力で進めたのが小泉首相です。安倍政権はそれをさらに強固に進めています。

2. 再分配型の教育制度から、資本蓄積型教育制度へ

「1」と同じように、再分配型というのは、政府が国民から広く集めた税金をつかって、教育を受ける機会をそれなりに平等に保障しますと言うものです。日本中どこにいても高校までは卒業できるような条件をつくっていきますと欲していたようなことです。国民から集めた税金を国民に再分配して平等な教育を保障しますよというしくみのことです。それを放棄しています。北海道はあからさまで、いろいろな地域で高校の統廃合をしていますし、小中学校での統廃合も進められています。

愛知県の稲沢市では、旧稲沢市に小さな町が合併して(新)稲沢市になりました。合併でくっついた町の1つに祖父江町(旧)というところがありまして、ここには小学校が6つありました。でも人口が減っています。稲沢市の市長が出したプランは、この6つの小学校を1校にするというものでした。子どもの数だけ見て1校にするというわけです。ところが距離を見ると片道4kmを超えるのです。そこを子どもたちが毎朝毎夕通わせるというのです。自転車でどんな地域か見に行きましたら、行けども行けども田んぼと畑、そして植木園です。

稲沢市としては、スクールバスも考えないことはないんだというのですが、約束してはいません。同じことは、政府も言っています。これまで通学距離は4kmだったが、これからは距離ではなく時間で考えるというのです。片道1時間。4kmの距離を歩くと1時間かかるから、歩こうと自転車であろうと車であろうと電車であろうと1時間は1時間だからいいだろうというのですね。1時間は通学圏なのだという基準に変えると言っています。これは統廃合したいからです。そういうことが今進んでいるのです。

先ほどの稲沢市(旧祖父江町)では、朝は全学年がそろって登校しますが、下校時は学年によりバラバラになりますので、何本もバスを走らせるのは大変と言うことで、1・2年生の子は、5・6年生が放課になるまで学校で待たせようというプランがつけられ、試行中です。子どもたちは、とにかく教室で待っているというのです。授業はしないが、先生は子どもを見ていなくてはならないのです。子どもたちがかわいそうです。私は、子どものことを考えましょうよと言いたいのですが、「子どもが帰ってくる時間が遅くなるので嬉しい」と言っている親もいるのです。こういうことがあちらこちらで起きてしまうのではないかと考えます。再分配型の教育制度を捨てようとしているんですね。子どもがいない、減っていくところは「不便な学校教育でも仕方がないんだ。そこに住んでいるんだから!」という理屈に偏向しています。

その一方で、資本蓄積型というのは、大資本がさらに大きく資本を蓄積することを助けるための教育ということです。大企業が欲しがっている競争力のある人材とか、グローバル人材を育てるための教育をするということです。先ほどエリートとノンエリートと言いましたが、ノンエリートを育てる学校にはお金をあまりたくさん使わない一方、エリートを育てる学校にはどんとお金を使うということです。スーパーサイエンスハイスクールとかスーパーグローバルハイスクールとかというところにはすごいお金の使い方をします。これからはあんなお金の出し方ができるかどうかは別として、今後のモデルとなっていくと思います。はっきりと格差をつけて、大企業の役に立ちそうな人材を育てるとい学校にはお金を出し、あまり役に立ちそうもないという学校には薄くしか出さない。そういうことを始めています。これらが安倍政権が進めている教育政策です。

3. 人間教育から国策的人材育成の教育へ

これは、今日何度も話していますが、人間形成に必要な学習や教育の意義を確認しながら、それに根ざした教育をやっていくということではなくなっています。人材を育てるための教育すなわち国策遂行のための人材育成ですから、大企業が儲けていくための人材育成であり、日本の国防軍の人材育成です。そういう教育への転換ということ

になります。考えられていますし着々と準備が進められていると思います。

教育委員会制度改悪とその動向

今年の6月に教育委員会制度に関する法律が改正されました、改悪ですが、それがどうして改正されたのかということ、今後どうしたらよいのかということについて話します。まず意識していただきたいのは、政府の中にも教育委員会を残そうという派と廃止する派とがあるのです。もともと安倍さんは廃止する側です。教育委員会制度全廃し首長に教育行政を任せるといいます。教育委員会がこれまでやってきたことを首長に全面的に任せるといいうほうに安倍さんは与えています。そうすると、心配されるのは、首長が教育行政に口出しをし、大阪の橋下さんのようなことがどんどん起きかねません。それが懸念されることでした。

教育委員会制度は、文科省にとって文科省流の教育統制の道具なのです。文科省が考えている教育政策を学校に浸透させていくためのルートが教育委員会なのです。文科省は教育委員会を残したいのです。首長は文科省とはつながってなく総務省とつながっています。もしなくしてしまうと、文科省の立場がなくなり、いらなくなりかねないのです。文科省としては自分たちの生命線である教育委員会制度を守りたかったのです。昨年12月の中教審答申では教育委員会を廃止するということを書いてありました。今年の1月から2月になって自民党の中から「やっぱりなくしてはいけない」という考えが出てくるのです。自民党が首長をとっている自治体は大丈夫だけどそうでない自治体もあるということで、“教育の中立性に危惧がある”と言いはじめ、ひきもどしたのです。

今回改正された法律では、首長主導型の教育行政に転換できるような内容になっています。教育委員会内部における教育長の権限が強化されました。中央集権的な教育行政を強めていくことも法律の中に書かれています。その結果としては、教育委員会の存在がさらに形骸化していく。教育委員会は残るけれどもさらに形骸化し、一方では文科省の中央統制の手段になり、他方では首長が教育に介入してくるという状態を生み出しました。

来年の4月からは、この両者の綱引きが始まります。文科省としては自分の道具にしていきたい、安倍政権の一部あるいは地方自治体の首長の一部は、教育委員会にはなるべく口出しをさせず自分の意見を通そうとします。自治体によって違ってきます。依然として教育委員会が主導権を握るところもあるかもしれないし、大阪なんかは市長が出てきて勝手なことをやり始めることが予想されます。そういう状況が生まれたということです。

教育委員会を励まし、首長主導型教育行政の抑制を

では、我々はどうしたらよいかということが次の課題です。文科省は、教育大綱というのは首長がつくるけれども、首長の権限に関することしか書けないのだといっています。首長の影響力を抑えようとしています。

教育委員会の権限に関する事務を管理し実行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないといっています。教育大綱に首長が書いたとしても、あくまで主体となるのは教育委員会だから、首長があれこれすることは制限されるんですよということです。首長と教育委員会が協議する場(総合教育会議)をつくることにはなりますが、「政治的中立性の要請が高い事項については協議題にすべきではない」として、首長が口出しすべきでないとしています。文科省としては首長の口出しを何としても抑えようとしているのです。

これは活かしてください。文科省が首長の介入を抑えようとしているのですから。「文科省だって首長に何でもかんでもやっていいとは言っていないし、むしろ抑えようとしているでしょう。ですから、教育委員会としてがんばってください。」と励まし、首長には「好き勝手に教育に口出ししてはいけない」と言っていく時の道具として扱っていきましょう。これは文科省が自主的に言い出したことではありません。野党が頑張った成果です。私もがんばりました。国会の参考人質問・野党質問で政府から引き出した答弁です。ぜひ運動に活かしていただきたいと思います。

では、教育委員会に任せておけばよいのかということ、とんでもないことをさんざんするわけですから、私たちがコントロールしなかなければなりません。そのためには、「教育事務の管理執行にあたって、①学校及び保護者との意思疎通及び連携を確保・発展させ②首長との関係では教育行政に責任を負う行政機関としての主体性を堅持すること」を教育委員会に要求するのです。

教育委員会が自主性・主体性を発揮するためには、学校・保護者との連携をしっかりと取らなければいけないということです。今のタイミングですと、教育委員会はよく話を聞いてくれるかもしれません。これまでは、教員や保護者の話は聞かないという立場でした。ただ今回この法律ができたのは、首長は住民とのあいだは選挙で結ばれているが、教育委員会は選挙で選ばれるわけではなく住民とはつながっていないのだから、首長が教育に関わった方がよいという、教育委員会をなくす理屈から始まったのです。

教育行政・教育委員会が首長に対して主体性を主張するのであれば、「私たちは学校や住民としっかりつながっています」と言えなければ首長に負けてしまうのです。ですから、「今後は学校や保護者としっかり意思疎通を図ってください」「学校や保護者住民としっかり連携しているので、首長に言われなくとも、住民や学校の考えを十分反映した教育行政がやれると主張できるようにしてください」とお膳立てをしてあげましょう。

「教育課程編成・児童生徒の評価・教科書採択・学力テストの公表のように、その判断にあたって、高度な教育専門的識見と教育現場との連携が必要とする事項については」、首長にものを言わせてはならないのです。首長には職務上こんな識見は求められていないのです。職務上、保護者や学校とはつながっていないのですから。職務上、学校現場や保護者とつながらなければいけない立場にある教育委員会が、教育の専門的な事柄については責任を持って判断するという事です。学力テストの公表などという問題は、学校と保護者ときちり結びついているからこそ、教育委員会は判断できるのです。首長が選挙で選ばれたときには、そんなつながりなどないのです。この点では教育委員会を励ましていかなければなりません。そして、住民の方に目をむかせる取り組みが必要なのです。

教育委員会が担っている教育行政も、文科省が握り続けるか、首長とか政治家・議会が握るか、来年4月以降大きな問題になってきます。学者の中には、そのどちらにつこうか、「よりましはどちらだ」などという人もいますが、教育委員会の元々の意義に戻って住民や保護者や学校とどう繋げるかということは今こそやらなければならないのです。そうでなければ、教育委員会はなくなってしまいます。今後必要だと考えるのであれば、「住民の方を向け」と言わなければならないし、今は、説得力を持っているのです。

最後になります。犬山市の教育委員会は、エリート主義かつ官僚主義でした。今申し上げたようなことをこつこつ積み上げ、長い時間をかけて、“勉強ができない子だって大事にしくちゃダメでしょう、エリートだけでないでしょう”と話し合っ、あのように変わったのです。教育委員会にかかわっている人たちは、行政領域の人や政治家とは違い、子どものことを大切にしようという気持ちが残っています。その気持ちに火をつけてあげて、政治家や文科省から解放してあげるといことが、私たちの運動の中では大事な事なのではないかと考えています。彼らをこそ解放してあげなければ、自分たちが解放されることはないでしょう。そういう状況に今はなっていると思います。

以上で終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

(文責：2014 合同教育研究全道集会実行委員会)